

賃貸住宅総合保険

1. **重要事項説明書** … 1 ページ

契約概要・注意喚起情報・個人情報の取扱い

2. **普通保険約款** … 5 ページ

3. **特約** … 8 ページ

家財保険・修理費用保険・借家人賠償責任保険・個人賠償責任保険

お手続きをいただく前に

重要事項説明書

を必ずお読みください。



ご契約に関する重要事項（賃貸住宅総合保険をお申込みのお客さまへ）

セーフティジャパン・リスクマネジメント株式会社

この書面は賃貸住宅総合保険の商品内容をご理解いただくために特に重要なことを記載したものです。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認の上お申込みくださるようお願い申し上げます。

この書面では、ご契約に関するすべての内容を記載してはおりませんので、詳細につきましては、パンフレット、賃貸住宅総合保険普通保険約款でご確認ください。また、ご不明な点等は、ご遠慮なく弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

ご契約者以外に被保険者がいらっしゃる場合には、その方にもこの説明書に記載した内容をお伝えください。

契約概要のご説明

ご契約いただく保険の、特に重要な情報をご説明します。

1. 商品のしくみ

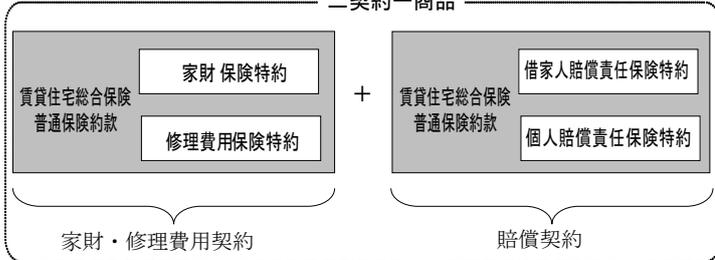
この保険は火災や爆発・落雷などを始め、風災・^{ひょう}雹災・雪災や水災などの自然災害、水濡れ、盗難などの偶然な事故で、賃貸住宅内にある家財が損害を受けたときに保険金をお支払いいたします。また、賃貸住宅の貸主への賠償事故や日常生活における他人への賠償事故等、法律上の賠償責任を負担することによって生ずる損害に対しても保険金をお支払いいたします。

2. 保険契約の締結方法

賃貸住宅総合保険では、「家財保険特約」と「修理費用保険特約」をセットした家財・修理費用契約、および「借家人賠償責任保険特約」と「個人賠償責任保険特約」をセットした賠償契約の2つの契約を同時に締結していただきます。ご契約いただいた保険金額に関わらず、1つの契約について1回の事故でお支払する保険金は1,000万円を限度とします。

<保険契約締結イメージ図>

二契約一商品



- ※ 1. 賃貸住宅総合保険の各特約の付帯パターンは、上図の付帯パターン以外での締結はできませんので、予めご了承ください。
- ※ 2. 家財・修理費用契約と賠償契約のいずれか一方の契約が無効、失効、解約または解除により終了した場合は、もう一方の契約も終了します。

3. 担保内容（補償の内容）

主なものを記載していますので、詳細は賃貸住宅総合保険普通保険約款でご確認ください。

(1) 家財保険特約

(1)-1. 家財保険特約の保険の対象となるもの

賃貸住宅に収容され、かつ記名被保険者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族が所有する家財。ただし、専ら職務の用に供される部分に収容されている家財を除きます。

(1)-2. 家財保険特約の保険の対象とならないもの

次の①から⑧までに掲げるものは保険の対象とはなりません。

- ①自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車、船舶（ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機およびこれらのものにボルト、ナットあるいはネジ等でその本体に固定され、工具等を使用しなければ容易に取り外せないように定着しているもの、またはその機能を十分に発揮させるために、備品として備え付けられるものは、これらのものの付属品として、これらのものに含みます。
- ②自動車、船舶、航空機に収容されている家財
- ③通貨、プリペイドカード・商品券等（代価の弁済に充てることができる金額、単位または数量が証票に記載または電子的方法により記録され、当該証票の発行者またはその指定する者に提示、交付その他の方法により使用するものをいいます。）、クレジットカード、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、通貨、預貯金証書の盗難による損害については、これを保険の対象として取扱います。
- ④貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品、時計、カメラ、楽器、バッグで、1個または1組の時価額（損害が生じた地および時における保険の対象の価額）が30万円を超えるもの

- ⑤稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑥商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- ⑦テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
- ⑧動物および植物

(1)-3. 損害保険金をお支払いする場合

次に掲げる事故によって賃貸住宅内にある家財が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

a. 火災
b. 落雷
c. 破裂または爆発

前記のほか、次表に掲げる事故による損害

事故	事故の内容
d. 風災・ ^{ひょう} 雹災・雪災	台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、 ^{ひょう} 雹災または豪雪、 ^{なだれ} 雪崩等の雪災による20万円以上の損害
e. 物体の落下・飛来・衝突	賃貸住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたはd. もしくは水害保険金による損害を除きます。
f. 水濡れ	給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただしd. もしくは水害保険金による損害を除きます。
g. 騒擾	騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
h. 盗難	盗難による盗取、損傷または汚損。支払限度額は50万円です。通貨または預貯金証書の盗難。ただし、通貨は20万円、預貯金証書は50万円をそれぞれ支払限度とします。

火災・落雷・爆発などの罹災時に損害の発生の防止・拡大の防止のために支出した必要かつ有益な費用のうち所定のものに対して、実費を保険金とは別にお支払いいたします。

(1)-4. その他の保険金

保険金の種類	保険金をお支払する場合
水害保険金	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災によって次のいずれかに該当する損害が生じたときに水害保険金をお支払いします。 (ア)家財に再調達価額の30%以上の損害が生じたとき。損害の額の70%をお支払いいたします（保険金額が限度）。 (イ)上記(ア)に該当しない場合において、賃貸住宅が、床上浸水を被った結果、家財に再調達価額の15%以上30%未満の損害が生じたとき。保険金額の10%または損害の額のいずれか低い額をお支払いいたします。 (ウ)上記(ア)、(イ)に該当しない場合において、賃貸住宅が床上浸水を被った結果、家財に損害が生じたとき。保険金額の5%または損害の額のいずれか低い額をお支払いいたします。
持ち出し家財保険金	賃貸住宅より一時的に持ち出された家財が、日本国内の他の建物内で「(1)-3. 損害保険金をお

	<p>支払う場合」のa.～h.により損害を被ったときに、損害の額を持ち出し家財保険金としてお支払いします。</p> <p>※1. 1回の事故につき、100万円または保険金額の20%のいずれか低い額を限度。ただし、h.盗難により持ち出し家財保険金が支払われる場合は、1回の事故につき50万円限度</p> <p>※2. 自転車、原動機付自転車の盗難は対象外となります。</p>
--	--

「保険特約」および「個人賠償責任保険特約」以外にはこの契約にセットできる特約はございません。

5. 保険のご契約期間（保険期間）

保険のご契約期間（保険期間）は1年または2年です。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。実際にご契約いただく場合のお客様のご契約の保険期間は、申込書にてご確認ください。

6. 引受条件（ご契約金額等）

①家財補償のご契約金額の設定にあたっては、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるように、ご契約金額は評価額※)いっぱいにお決めください。実際にご契約いただく場合のお客様のご契約金額は、申込書にてご確認ください。

※評価額：

現在と同等の家財を再購入するために必要な金額（再調達価額）でご契約金額を設定します。保険金はご契約金額を限度として損害額の全額をお支払いいたします。ただし、評価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは評価額が限度となります。また、事故の種類により支払限度額等がありますのでご注意ください。

②保険金の削減払

弊社は、この保険契約の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

③保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額

弊社は、この保険契約の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

(1)-5. 費用保険金をお支払いする場合

損害保険金とは別に、罹災時の様々な費用をカバーする費用保険金をお支払いします。詳細は賃貸住宅総合保険普通保険約款でご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
臨時費用保険金	仮住まいの費用などの臨時の出費のために損害保険金の30%（100万円限度）をお支払いいたします。
残存物取片づけ費用保険金	清掃費用などの実費を損害保険金の10%を限度にお支払いいたします。
失火見舞費用保険金	延焼などにより近隣住居にも被害が及んだ場合に被災世帯数×10万円（ご契約金額の20%限度）をお支払いいたします。

※損害保険金と費用保険金の支払額の合計が1,000万円を超える場合は、1,000万円を限度に保険金をお支払いします。

(2) 修理費用保険特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
修理費用保険金	「(1)-3. 損害保険金をお支払いする事故」のa.～h.により賃貸住宅の貸主との契約に基づき、自己の費用で賃貸住宅を修理したとき。

(3) 借家人賠償責任保険特約、個人賠償責任保険特約

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
借家人賠償責任保険金	火災や破裂・爆発または水濡れ事故を起こして借戸室に損害を与え、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合
個人賠償責任保険金	日本国内で、記名被保険者および記名被保険者と生計を共にする同居の親族が日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合

<個人賠償責任保険金の被保険者についてのご注意>

- ①この契約の記名被保険者は、他の契約において個人賠償責任保険金の被保険者となることはできません。
- ②賃貸住宅の入居者で、記名被保険者およびその者と生計を共にする同居の親族だけが対象となります。
- ③この契約の記名被保険者の親族が、他の契約において記名被保険者となった場合には、この契約の被保険者からは除かれます。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合（主な免責事由）

- A. 保険料をお支払いいただく前に生じた事故
 - イ. ご契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反
 - ウ. 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - エ. 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊、埋没、流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません。
 - オ. 価額が30万円を超える貴金属・宝飾品・美術品等・設計書・図案、帳簿等
 - カ. 火災等の事故の際における紛失・盗難の損害
 - キ. 家財が賃貸住宅の敷地外および日本国内の建築物外にある間に生じた盗難
 - ク. 風災・雹災・雪災について、損害が20万円に満たない場合
 - ケ. 水災について損害割合が30%未満であり、かつ賃貸住宅に床上浸水も発生しなかった場合
 - コ. 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動
 - サ. 核燃料物質、放射能汚染による事故
- 上記以外にもお支払いできない場合がありますので、パンフレット、または賃貸住宅総合保険普通保険約款などでご確認ください。

4. ご希望によりセットできる特約とその概要

「家財保険特約」、「修理費用保険特約」、「借家人賠償責任

7. 保険料

①保険料は、ご契約金額によって決まります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。

②保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額

弊社は、この保険契約の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

8. 保険料の払込方法

保険料は、次のいずれかの方法でお支払いください。

- ①弊社所定の払込票を使用してコンビニエンスストアでのお支払い
- ②弊社銀行口座への送金によるお支払い
- ③弊社または弊社代理店窓口で、現金によるお支払い

9. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はございません。

10. 解約返戻金の有無

ご契約を解約されるときは、弊社代理店または弊社までご連絡ください。弊社の定めるところにより保険料を返還させていただきます。

<返戻金 計算例>

保険期間2年、保険料25,280円（1年分の保険料12,640円）を7か月目に解約した場合

$$12,640 \text{円} \times 15\% (\text{※1}) = 1,900 \text{円} \quad (10 \text{円未満四捨五入})$$

$$1,900 \text{円} (\text{※2}) + 12,640 \text{円} (\text{※3}) = 14,540 \text{円} \quad (\text{返還保険料})$$

※1：7か月の返戻金係数

※2：保険期間の初日から1年分の保険料に対する返戻分

※3：保険期間のうちの第2年度の保険料に対する返戻分

返戻金係数表

既経過月数	返戻金係数	既経過月数	返戻金係数
1か月	32%	7か月	15%
2か月	29%	8か月	12%
3か月	26%	9か月	9%
4か月	23%	10か月	6%
5か月	20%	11か月	3%
6か月	18%	12か月	0%

（1か月に満たない期間は1か月に切り上げて既経過月数を計算します。）

注意喚起情報のご説明

注意喚起情報ではお客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください。重要な情報をご説明します。

1. ご契約のお申込みの撤回等（クーリング・オフ）

保険契約の申込人または保険契約者は、ご契約のお申込み後であっても、ご契約の撤回または解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）を行うことができます。

- お客様がご契約をお申込みされた日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のクーリング・オフを行うことができます。
- クーリング・オフされる場合は、上記期間内（8日以内の消印有効）に弊社クーリング・オフ係宛に必ず郵便にてご通知ください。（記入例をご参照ください。）
※ご契約を申し込まれた代理店・取扱者では、クーリング・オフのお申出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- クーリング・オフされた場合には、すでにお支払いになった保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、弊社および弊社代理店・取扱者はクーリング・オフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。

なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリング・オフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

<記入例>

〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1 セリスリーフ お客様相談室 クーリング・オフ係 株式会社	下記の保険契約を クーリング・オフします。 申込人住所： 氏名： 電話： ・ 申込日： ・ 保険種類：賃貸住宅総合保険 ・ 証券番号または管理番号： ・ 取扱代理店名（取扱者名）：
--	--

2. 告知義務・通知義務

①お申込みにあたっての注意事項（告知義務）

- 故意または重大な過失によって、申込書に事実と異なる記載をしたり、または事実を記載しなかった場合には、契約が解除されるか、または保険金をお支払いできないことがあります。特に、ご契約者の住所・氏名（法人の場合は名称）、保険の対象である家財の所在地、被保険者の氏名・生年月日、保険の対象を同一とする他の保険契約の有無等にご注意ください。
- ご契約時に、ご契約者または被保険者が、保険の対象である家財がすでに火災などの損害を受けていることや、その原因が発生していたことを知っていたとき、保険契約は無効になります。

②ご契約後にご注意いただきたいこと（通知義務）

ご契約後に以下の変更が生じた場合には、取扱代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がないと、変更後に生じた損害について保険金をお支払いできないことや契約が解除されることがあります。

- 賃貸住宅の用途を変更したとき
- 家財などを引越し等により他の場所に移転したとき
- 事故が発生したとき

3. 責任開始期

- 保険責任は、保険期間の初日午前0時に開始します。
- 保険料は、ご契約と同時に支払いください。保険期間が開始する前日までに保険料をお支払いいただけない場合は、お申込みいただいた保険契約は無効となりますので、ご注意ください。

4. 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

- お支払いできない主な場合だけを記載していますので、パンフレット、または賃貸住宅総合保険普通保険約款などでご確認ください。

ア. 保険料をお支払いいただく前に生じた事故

イ. ご契約者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反

ウ. 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊、埋没、流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害や、火元の発生原因を問わず地震等

エ. 工. 価額が30万円を超える貴金属・宝飾品・美術品等
オ. 設計書・図案、帳簿等
カ. 火災等の事故の際における紛失・盗難の損害

キ. 家財が賃貸住宅の敷地外および日本国内の建築物外にある間に生じた盗難

ク. 風災・雹災・雪災について、損害が20万円に満たない場合

ケ. 水災について損害割合が30%未満であり、かつ賃貸住宅に床上浸水も発生しなかった場合

コ. 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動

サ. 核燃料物質、放射能汚染による事故

5. 保険料の払込猶予期間、契約の失効等の取扱い

①この保険契約の保険料には払込猶予期間はございません。保険期間が開始する前日までに保険料をお支払いいただけない場合は、お申込みいただいた保険契約は無効となりますので、ご注意ください。

②保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額
弊社は、この保険契約の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

6. 更新時の保険契約内容の見直し

①弊社は、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合には、弊社の定めるところにより、更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

②この保険契約が不採算となり更新契約の引受が困難になった場合には、保険契約の更新をお引き受けできないことがあります。

7. 解約と解約返戻金

ご契約を解約される時は、弊社代理店または弊社までご連絡ください。弊社の定めるところにより保険料を返還させていただきます。

<返戻金 計算例>

保険期間2年、保険料25,280円（1年分の保険料12,640円）を7か月目に解約した場合

12,640円×15%（※1）＝1,900円（10円未満四捨五入）
1,900円（※2）＋12,640円（※3）＝14,540円（返還保険料）
※1：7か月の返戻金係数
※2：保険期間の初日から1年分の保険料に対する返戻分
※3：保険期間のうちの第2年度の保険料に対する返戻分

既経過月数	返戻金係数	既経過月数	返戻金係数
1か月	32%	7か月	15%
2か月	29%	8か月	12%
3か月	26%	9か月	9%
4か月	23%	10か月	6%
5か月	20%	11か月	3%
6か月	18%	12か月	0%

（1か月に満たない期間は1か月に切り上げて既経過月数を計算します。）

8. 会社が経営破綻した場合等の取扱い

弊社が経営破綻した場合でも、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しません。

9. その他のご注意

- 保険料をお支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行して

おりますので、お確かめください。1か月を経過しても保険証券が届かない場合には、弊社にご照会ください。

②弊社が引受けることができる保険の範囲

弊社は保険業法第2条第18項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受を行うことができます。

- (1) 保険期間が1年（損害保険は2年）以内であって、保険金額が保険業法施行令第1条の6に定める金額（損害保険は1,000万円）以下である保険契約の引受
- (2) 同一の被保険者について引き受けるすべての保険の給付金額または保険金額の合計額は、原則として1,000万円以下
- (3) 1人の保険契約者について引受けるすべての保険の被保険者の総数が100名以下の保険契約の引受

10. 事故が起こったときの手続き

- ①この保険で補償される事故が発生した時は、直ちに取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- ②保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③個人賠償責任、借家人賠償責任の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談のうえおすすめてください。
- ④損害保険金のお支払額が1回の事故でご契約金額（保険金額）を超えたときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

11. 個人情報の取扱い

弊社は、個人情報の保護が重要な責務であることを深く認識し、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）およびその他関連法令を遵守した業務運営を行い、その運営方針を以下のとおり定め、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、安全かつ確実な管理を行います。

- ①個人情報の取得
弊社は、業務上必要な範囲内かつ適法で公正な方法により個人情報を取得します。
- ②個人情報の利用目的
弊社は個人情報を次の目的のために利用します。ご本人の同意なく、これらの目的以外に利用することはありません。これらの目的を変更する場合には、ご本人に通知またはホームページ等により公表します。
 - (1) 保険契約の引受・維持・管理
 - (2) 保険金の支払
 - (3) 再保険契約の締結および再保険金の請求
 - (4) 弊社および提携先・委託先の情報提供および商品・サービスの案内
 - (5) 商品・サービスの改善等のためのアンケート等の実施
 - (6) その他、上記(1)から(5)に付随する業務および弊社の業務運営を適切かつ円滑に行うための業務
- ③個人情報の第三者への提供
弊社は、以下の場合において、個人情報を第三者に提供します。
 - (1) ご本人が同意されている場合
 - (2) 利用目的の範囲内で業務を委託する場合（弊社代理店を含む）
 - (3) 適正な保険金支払いのため、保険事故の関係者へ提供する場合
 - (4) 保険金支払いの健全な運営のため、他の保険業に関連する企業・団体・協会等へ提供する場合
 - (5) 再保険契約の締結のため、再保険会社へ提供する場合
 - (6) 法令に基づく場合
- ④個人情報の安全管理
弊社は個人情報の紛失・漏えいなどの防止およびその他個人情報保護のための体制を整備し、個人情報の安全な管理に努めます。
また、弊社が外部に個人情報の取扱いを委託する場合、個人情報の保護に関する措置が十分な委託先を選定し、委託後の業務遂行につきまして適切に管理します。
- ⑤収集する個人情報の種類
弊社は保険契約の締結、維持管理、商品・サービスの案内お

よび提供に必要となるご本人の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号などの個人情報を収集・保管いたします。

⑥センシティブ情報の取扱い

業務遂行上必要な範囲に限り、センシティブ情報の取得、利用、第三者への提供を行います。

⑦個人情報の開示、訂正、利用停止等

弊社は個人情報の開示、訂正、利用停止等のご請求があった場合には、ご本人であることを確認させていただいたうえで、弊社所定の手続きにて対応いたします。

なお、個人情報の開示には所定の弊社所定の手数料をいただくことがあります。

⑧電話での個人情報の取扱いについて

弊社は業務の運営管理・サービスの充実等のため、お客様と弊社のコールセンター（委託先を含む）とのお取引やお問合せに関する内容を記録または録音させていただく場合があります。

⑨支払時情報交換制度について

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）をご参照ください。

ご契約の前に再度ご確認ください

今回お申込みいただくご契約に対してお客様のご意向が正しく反映されているか、またご契約の内容や保険金額が適切であるかを再度ご確認ください。

◆被保険者の範囲

- ・家財保険特約は、記名被保険者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族が所有する家財が対象になります。
- ・個人賠償責任保険特約は、記名被保険者および記名被保険者と生計を共にする同居の親族が対象になります。
- ・修理費用保険特約と借家人賠償責任保険特約の被保険者は、賃貸住宅の借用主になります。ただし、法人契約の場合、その賃貸住宅の入居者または生計を共にする同居の親族になります。

◆保険金支払限度額

- ・1回の事故で、家財保険特約の保険金と修理費用保険特約の保険金を合計して支払う場合、弊社が支払うべき保険金は、1,000万円を限度とします。
- ・1回の事故で、借家人賠償責任保険特約の保険金と個人賠償責任保険特約の保険金を合計して支払うべき保険金は、1,000万円を限度とします。

◆「家財」の保険金額の設定

家財保険特約の保険金額は、入居者世帯所有の「家財評価額」をふまえた設定になっていますか。保険金額が過大な場合、保険料の一部が無駄となる場合があります。

弊社へのお問い合わせ・苦情・ご相談

0120-576-225（お客様相談室）

受付時間：平日 午前9：30～午後5：30

（土日・祝日および年末年始は休みとさせていただきます。）

事故に関するお問い合わせ

万が一、事故にあわれた場合は、事故受付センターまでご連絡ください。

0120-323-671（24時間365日対応）

近畿財務局長（少額短期保険）第6号
セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1
<http://www.sjrm-ssi.co.jp>

(S10-002 改 1406)

＜賃貸住宅総合保険普通保険約款＞

セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この普通約款およびこの普通約款に付帯される保険特約において使用される用語の定義は次に掲げる通りとします。ただし、別途定義のある場合は、その定義に従います。

用語	定義
家財	生活の用に供する動産をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料が当該危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険契約申込書または保険証券の被保険者欄に記載された被保険者をいいます。
給排水設備	建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備・装置を含みます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約に関する事項を含みます。
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
時価額	損害が生じた地および時におけるその保険の対象の価額をいいます。
集団行動	群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
雪災	豪雪、雪崩等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。
損壊	滅失、損傷または汚損をいいます。
損害保険金	損害保険金、持ち出し家財保険金、水害保険金をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の補償内容と全部または一部が同じであるものをいい、普通保険約款の名称および損害保険会社・少額短期保険会社・制度共済・根拠法のない共済の別を問いません。
賃貸住宅	保険証券記載の建物または住戸室をいいます。同一の敷地内に所在する物置、車庫その他の付属建物を含み、専ら職務の用に供されている部分がある場合はその部分を除きます。
当会社	この保険契約の引受保険会社をいいます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊または気体または蒸気の急激な膨張を伴わない破壊現象をいいます。
被災世帯	火災、破裂または爆発により損害が生じた世帯または法人をいいます。
被保険者	記名被保険者および記名被保険者と生計を共にする同居の親族をいいます。
費用保険金	臨時費用保険金、残存物取片づけ費用保険金、失火見舞費用保険金をいいます。
風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等によって生じた事故をいいます。ただし、洪水、高潮等によって生じた事故を除きます。
普通約款	賃貸住宅総合保険普通保険約款をいいます。
保険期間	保険証券に記載された保険期間をいいます。
保険金額	保険証券に記載された保険金額をいいます。
保険証券	保険契約の成立およびその内容を証明するために、当会社が作成し、郵送で保険契約者に交付する書面をいいます。
保険責任	保険契約上の責任をいいます。
保険の対象	保険をつけた物をいいます。
暴動	群集または多数の者の集団行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
持ち出し家財	保険の対象である家財のうち、記名被保険者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族によって賃貸住宅から一時的に持ち出された家財をいいます。
床上浸水	居住の用に供する部分の床（注）を超える浸水をいいます。（注）畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳およびキャッシュカードを含みます。

第2条（保険契約の取扱い）

（1）当会社は、次に掲げる保険契約を同時に締結するものとします。

- ① この普通約款に家財保険特約および修理費用保険特約を付帯した保険契約（家財・修理費用契約）
 - ② この普通約款に借家人賠償責任保険特約および個人賠償責任保険特約を付帯した保険契約（賠償契約）
- （2）（1）の保険契約のいずれかが無効、失効、解除または解約により終了となる場合には、他方の保険契約も無効、失効、解除または解約になるものとします。

第2章 補償条項

第3条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、この普通約款およびこれに付帯される保険特約の規定に従い、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。
- （2）（1）の損害が発生したときは、当該損害に係る保険の対象が、当該損害の発生後に、（1）の損害によらずに滅失したときであっても、当該保険金を支払います。

第4条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、この普通約款およびこれに付帯される保険特約の規定に従い、免責事由に該当する損害に対しては保険金を支払いません。
- （2）免責事由に該当した場合においても、保険契約の解除事由に該当しない場合には、保険契約は継続します。

第5条（保険金の削減払）

この保険契約の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

第3章 基本条項

第6条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の保険責任は、保険証券記載の保険始期日（注1）の午前0時から1年後または2年後の当日（注2）の前日24時に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
（注1）保険責任の開始する日をいいます。
（注2）保険始期日の翌年以降の同月同日をいいます。

第7条（告知義務）

- （1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① （2）に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が、（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合
- （4）（2）の規定による解除が第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第17条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （5）（4）の規定は、（2）に規定する事実に基づかず発生した第3条（保険金を支払う場合）の事故による損害については適用しません。

第8条（通知義務）

- （1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。
 - ① 保険の対象を収容する賃貸住宅の用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実（注）が発生したこと。
- （注）告知事項のうち、保険証券において、この条の適用がある事項

として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第3条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第3条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかずに発生した第3条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、賃貸住宅の用途を住宅用以外に変更した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (7) (6)の規定による解除が第3条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第3条の事故による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (8) (1)から(7)までの規定は、持ち出し家財については適用しません。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第10条(保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通約款および保険特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当社が(2)の規定による承認をする場合には、第12条(保険契約の失効)(1)の規定にかかわらず、(2)の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第11条(保険契約の無効)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- (2) 同一の被保険者につき重複契約を締結した場合、保険始期日が遅い方の契約を無効とします。
- (3) 同一の保険契約者につき被保険者が100名を超える契約を締結した場合は、当該保険契約者に係る契約を無効とします。

第12条(保険契約の失効)

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第29条(保険金支払後の保険契約)の規定により保険契約が終了したものを除きます。
 - ② 第33条(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)(5)の規定による場合
 - ③ 保険の対象が譲渡された場合

第13条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第14条(保険金額の調整)

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第15条(保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

第16条(重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由(重大事由)がある場合には、保険契約者の住所に対する書面による通知をもって、この保険契約(注1)を解除することができます。

- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア. 反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注2)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) この保険契約の被保険者が複数である場合は、解除する部分は、上記の①から④において、該当する被保険者に係る部分とします。(ただし、上記の①から④において、保険契約者が該当する場合を除く。)
(注2) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) (1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第17条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当社は保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(3) 保険契約者または被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(2)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (1)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第17条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第18条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第7条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間(注)に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第3条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通約款および保険特約に従い、保険金を支払います。

第19条(保険料の返還一無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効となる場合は、当社は、保険料の全額を返還します。

ただし、第 11 条（保険契約の無効）（1）の規定により保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。返還すべき保険料に 10 円未満の端数が生じたときは 10 円単位に四捨五入します。

(3) 保険期間が 2 年の保険契約の無効または失効の場合には、無効または失効の事由が発生した日の属する契約年度（注）に対する保険料については、前各項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

（注）保険始期日から 1 年後の応当日の前日までの期間をいいます。

第 20 条（保険料の返還—取消しの場合）

第 13 条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第 21 条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

(1) 第 14 条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。

(2) 第 14 条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、次の算式によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

$$\text{返戻金の額} = \text{減額する保険金額に相当する保険料} \times \text{返戻金係数}$$

（10 円未満の端数が生じたときは 10 円単位に四捨五入します。）

返戻金係数表

既経過月数	返戻金係数	既経過月数	返戻金係数	既経過月数	返戻金係数
1 か月	32%	5 か月	20%	9 か月	9%
2 か月	29%	6 か月	18%	10 か月	6%
3 か月	26%	7 か月	15%	11 か月	3%
4 か月	23%	8 か月	12%	12 か月	0%

（1 か月に満たない期間は 1 か月に切り上げて既経過月数を計算します。）

第 22 条（保険料の返還—解除の場合）

(1) 第 7 条（告知義務）（2）、第 8 条（通知義務）（2）もしくは（6）、第 16 条（重大事由による解除）（1）または第 18 条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第 15 条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式に従い計算した保険料を返還します。この場合において、解除の基準日は申出の日または申出日以降の当社所定の書面に記載された日とし、返還すべき保険料がある場合には、保険契約者から当社所定の書面の提出をもって保険料を返還します。

$$\text{返戻金の額} = \text{当該契約年度に対する保険料} \times \text{返戻金係数}$$

（10 円未満の端数が生じたときは 10 円単位に四捨五入します。）

返戻金係数表

既経過月数	返戻金係数	既経過月数	返戻金係数	既経過月数	返戻金係数
1 か月	32%	5 か月	20%	9 か月	9%
2 か月	29%	6 か月	18%	10 か月	6%
3 か月	26%	7 か月	15%	11 か月	3%
4 か月	23%	8 か月	12%	12 か月	0%

（1 か月に満たない期間は 1 か月に切り上げて既経過月数を計算します。）

(3) 保険期間が 2 年の保険契約の解除の場合には、その解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、（1）または（2）の規定によることとし、その後の契約年度に対する保険料については、当社は、その全額を返還します。

第 23 条（事故の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無および内容（注）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

（注）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはそれらに收容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 24 条（損害防止義務）

(1) 保険契約者または被保険者は、第 3 条（保険金を支払う場合）の事故が発生したことを知った場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

(2) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく（1）に規定する義務を履行しなかった場合は、当社は、次の算式によって算出した額を損害の額とみなします。

$$\text{第 3 条（保険金を支払う場合）の事故による損害の額} - \text{損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額} = \text{損害の額}$$

第 25 条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、第 3 条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書
- ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ その他当社が次条（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする 3 親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）または②以外の 3 親等内の親族
- （注）法律上の配偶者に限ります。

(4) （3）の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、（2）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（5）の規定に違反した場合または（2）、（3）もしくは（5）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 26 条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて 30 日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額（注 2）および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- （注 1）被保険者が前条（2）および（3）の規定による手続を完了した日をいいます。
- （注 2）保険価額を含みます。

(2) （1）の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注 1）からその日を含めて次に掲げる日数（注 2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① （1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注 3） 180 日

- ② (1) ①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 当社は、(1)または(2)に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

第27条(時効)

保険金請求権は、第25条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第28条(代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第29条(保険金支払後の保険契約)

第12条(保険契約の失効)の規定により保険契約が失効する場合、および保険金額の全額を支払った場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。

第30条(保険契約の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通約款および保険特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第10条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通約款および保険特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第31条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者ま

たは被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通約款および保険特約に関する義務を負うものとします。

第32条(保険契約内容の変更)

- (1) 承認請求書により保険契約者は、保険期間中に次に掲げる事項について、保険契約内容の変更を行うことができます。この場合、当社は承認請求書の契約者控の交付をもって、承諾通知にかえます。
- ① 保険契約者の氏名または名称
 - ② 記名被保険者の氏名
 - ③ 保険の対象を収容する賃貸住宅の名称
 - ④ 保険の対象を収容する賃貸住宅の所在地。ただし、第8条(通知義務)(1) ②に規定する事実を除きます。

第33条(保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額)

- (1) 当社は、この保険契約の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼす事情が発生した場合には、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) (1)の規定により保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うときには、直ちに保険契約者にその旨を通知します。
- (3) (2)の通知を受けた保険契約者は、当社の定める日(以下この条において「変更日」といいます。)までに次に定めるいずれかの方法を指定してください。
- ① 当社の通知した内容で保険契約の内容を変更する方法
 - ② 変更日の前日までに保険契約を解除する方法
- (4) (3)の指定がなされないまま変更日が到来したときは、保険契約者より(3) ①の方法が指定されたものとみなします。
- (5) (3) ①の契約内容の変更により保険料が増額となるときは、保険契約者は変更日までに追加保険料を払込まなければなりません。変更日までに追加保険料の払込みがないときは、変更日をもって保険契約は失効します。
- (6) 保険契約者から保険契約を変更日の前日までに解除する旨の通知があった場合には、当社は、第22条(保険料の返還—解除の場合)の規定にかかわらず、未経過期間に対応した保険料を日割で返還します。返還すべき保険料に10円未満の端数が生じたときは10円単位に四捨五入します。

第34条(保険契約の更新)

- (1) 保険契約者が引続き保険契約を更新しようとする場合には、保険契約申込書を提出のうえ、保険期間満了日までに保険料を払込むことによって保険契約を更新することができます。
- (2) (1)に基づき保険契約を更新しようとする場合に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があるときは、保険契約者はこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第7条(告知義務)の規定を適用します。
- (3) 保険契約の更新の場合には、保険契約者から特に申出のない限り、当社は新たに保険証券を発行せず、従前の保険証券と保険契約更新証をもって更新後の保険証券に代えるものとします。

第35条(更新時の保険料の増額または保険金額の減額)

- (1) 当社は、この保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす事情が発生したと認めた場合には、当社の定めるところにより、保険契約の更新時に保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- (2) (1)の規定により更新時に保険契約の保険料その他の契約内容の見直しを行うときには、保険契約者に対し保険期間満了日の60日前までにその旨を通知します。
- (3) (2)までの規定のほか、この保険契約が不採算となり更新契約の引受が困難になった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。この場合、保険契約者に対し保険期間満了日の60日前までにその旨を通知します。

第36条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第37条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

特約

<家財保険特約>

第1章 家財補償条項

第1条(保険の対象の範囲)

- (1) この保険特約における保険の対象は、賃貸住宅に収容され、かつ、記名被保険者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族が所有する家財とします。ただし、専ら職務の用に供される部分に収容されている家財を除きます。
- (2) 次に掲げる物は、(1)の保険の対象に含まれません。
- ① 自動車(注1)、自転車、船舶(注2)、航空機およびこれらのもの

にボルト、ナットあるいはネジ等でその本体に固定され、工具等を使用しなければ容易に取り外せないように定着しているもの、またはその機能を十分に発揮させるために、備品として備え付けられるものは、これらのものの付属品として、これらのものに含みます。

- ② 自動車、船舶、航空機に収容されている家財
- ③ 通貨、プリペイドカード・商品券等(注3)、クレジットカード、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、第2条(損害保険金を支払う場合)(5)に該当する通貨、預貯金証書についての盗難による損害については、これを保険の対象として取扱いま

- す。
- ④ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、^{こつと}骨董、彫刻物その他の美術品、時計、カメラ、楽器、バッグで、1個または1組の時価額が30万円を超えるもの
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑥ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
 - ⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの。
 - ⑧ 動物および植物

(注1) 自動車のほか、自動三輪車、自動二輪車および原動機付自転車をいいます。以下同様とします。

(注2) ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。

(注3) 代金の弁済に充てることのできる金額、単位または数量が証券に記載または電子的方法により記録され、当該証券の発行者またはその指定する者に提示、交付その他の方法により使用するものをいいます。なお、「電子的方法」とは電子的方式、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。

(3) 記名被保険者が借用する住宅の付属物のうち、記名被保険者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族が所有するものは、専ら職務の用に供されるものを除き、(1)の保険の対象に含まれます。

(4) 賃貸住宅の範囲には次に掲げる物を含みます。ただし、(3)において保険の対象とされるものは除きます。

- ① 畳、建具その他これらに類するもの
- ② 電気、ガス、暖房・冷房設備
- ③ 同一敷地内の物置、車庫その他の付属建物

第2条 (損害保険金を支払う場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害(注)に対して、この保険特約および普通約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発

(注) 消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象が損害(注)を受け、再調達価額で算定したその損害(注)の額が20万円以上となった場合には、その損害(注)に対して、この保険特約および普通約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 風災
- ② 雹^{ひょう}災
- ③ 雪災

(注) 雨、雪、雹^{ひょう}または砂塵^{さじん}の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が①から③までの事故によって直接破損したために生じた場合に限ります。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する事故によって保険の対象について生じた損害に対して、この保険特約および普通約款に従い、損害保険金を支払います。

- ① 賃貸住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵^{さじん}、粉塵^{ふんじん}、煤煙^{ばいえん}その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは(2)もしくは第4条(水害保険金を支払う場合)の事故による損害を除きます。
- ② 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(注)による水濡れ。ただし、(2)または第4条(水害保険金を支払う場合)の事故による損害を除きます。
- ③ 騒擾^{そうじょう}およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(注) 水が溢れることをいいます。

(4) 当社は、盗難(注)によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損の損害に対して、この保険特約および普通約款に従い、損害保険金を支払います。ただし、保険契約者または被保険者が盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をし、受理されたことを条件とします。

(注) (5)の盗難を除きます。

(5) 当社は、賃貸住宅に収容される通貨または預貯金証書の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、この保険特約および普通約款に従い、損害保険金を支払います。ただし、通貨の盗難については次の①、預貯金証書の盗難による損害については次の①から③までに掲げる事実があったことを条件とし、預貯金証書の盗難につき預貯金先から損害の補償を受けた場合には、その補償を受けた範囲内の損害に対しては当社は保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたこと
- ② 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
- ③ 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと

第3条 (持ち出し家財保険金を支払う場合)

当社は、持ち出し家財に、日本国内の他の建築物(注)内において前条

(1)から(4)までの事故によって損害が生じたときは、その損害に対し

て、この保険特約および普通約款に従い、持ち出し家財保険金を支払います。この場合において、第11条(臨時費用保険金)から第13条(失火見舞費用保険金)までの各費用保険金は支払いません。

(注) アーケード、地下道等専ら通路に利用されるものを除きます。

第4条 (水害保険金を支払う場合)

当社は、水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合には、その損害に対して、この保険特約および普通約款に従い、水害保険金を支払います。なお、①および②における損害の割合は、保険の対象全体の再調達価額に対する損害を被った保険の対象の再調達価額の割合によってこれを算出するものとします。

- ① 保険の対象に30%以上の損害が生じたとき
- ② ①に該当しない場合において、賃貸住宅が床上浸水を被った結果、保険の対象に15%以上30%未満の損害が生じたとき
- ③ ①および②に該当しない場合において、賃貸住宅が床上浸水を被った結果、保険の対象に損害が生じたとき

第5条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、その者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ 第2条(損害保険金を支払う場合)(1)から(3)の事故または第4条(水害保険金を支払う場合)の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ⑤ 保険の対象が賃貸住宅の敷地外および日本国内の建築物外にある間に生じた盗難

(注) 保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(2) 当社は、次のいずれかに掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。この場合の損害には、次のいずれかに掲げる事由によって発生した第2条(損害保険金を支払う場合)から第4条(水害保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも第2条(損害保険金を支払う場合)から第4条(水害保険金を支払う場合)の事故が次に掲げる事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 使用済燃料を含みます。

(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

第6条 (損害保険金の支払額)

(1) 当社は、この保険特約および普通約款に従い、第2条(損害保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金として当社が支払うべき損害の額は保険の対象の再調達価額によって定め、当社は、1回の事故につき保険金額を限度として、その損害の額を損害保険金として支払います。ただし、第2条(損害保険金を支払う場合)(4)の盗難による損害が生じたときの当社が支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき50万円を限度とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険の対象が貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品、時計、カメラ、楽器、バッグで、1個または1組の時価額が30万円以下である場合は、当社が第2条(損害保険金を支払う場合)(1)から(4)までの損害保険金として支払うべき損害の額は保険の対象の時価額によって定め、当社は、1回の事故につき保険金額を限度として、その損害の額を損害保険金として支払います。ただし、第2条(損害保険金を支払う場合)(4)の盗難による損害が生じたときの当社が支払うべき損害保険金の額は、1個または1組ごとに10万円を限度とします。

(3) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)および(2)の損害の額に含まれます。ただし、その回収することができた保険の対象の再調達価額を限度とします。

第7条 (損害保険金の支払額—通貨または預貯金証書の盗難の場合)

(1) 第2条(損害保険金を支払う場合)(5)の通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき20万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

(2) 第2条(損害保険金を支払う場合)(5)の預貯金証書の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき50万円を限度とし、その損害の額を損害保険金として、支払います。

第8条 (持ち出し家財保険金の支払額)

(1) 第3条(持ち出し家財保険金を支払う場合)の持ち出し家財保険金として当社が支払うべき損害の額は、再調達価額によって定められます。

(2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された持ち出し家財を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、(1)の損害の額に含まれるものとします。ただし、その回収することができた持ち出し

第2条（損害保険金を支払う場合）（1） ① 火災 ② 落雷 ③ 破裂または爆発	1回の事故につき他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額（注）を限度とします。 （注）以下、本表において「損害の額」といいます。
第2条（損害保険金を支払う場合）（2） 風災、雹災、雪災	
第2条（損害保険金を支払う場合）（3） ① 賃貸住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。 ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは第2条（2）もしくは第4条（水害保険金を支払う場合）の事故による損害を除きます。 ② 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。 ただし、第2条（2）または第4条（水害保険金を支払う場合）の事故による損害を除きます。 ③ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為	1回の事故につき他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額を限度とします。
第2条（損害保険金を支払う場合）（4） 盗難による盗取、損傷、汚損（通貨、預貯金証書を除きます。）	1回の事故につき他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、50万円（注）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。 （注）他の保険契約等において、支払限度額がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。
第2条（損害保険金を支払う場合）（5） ① 通貨の盗難 ② 預貯金証書の盗難	① 1回の事故につき他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、20万円（注）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。 ② 1回の事故につき他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、50万円（注）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。 （注）他の保険契約等において、支払限度額がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。
第3条（持ち出し家財保険金を支払う場合） 持ち出し家財保険金	1回の事故につき他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、100万円（注）または損害の額のいずれか低い額を限度とします。 （注）ただし、第2条（損害保険金を支払う場合）（4）の盗難による損害が生じたときの当会社が支払うべき損害保険金の額は、1回の事故につき50万円を限度とします。他の保険契約等において、支払限度額がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。
第4条（水害保険金を支払う場合） ① ①の水害保険金 ② ②の水害保険金 ③ ③の水害保険金	① 1回の事故につき他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、損害の額の70%（注）の額を限度とします。 ② 1回の事故につき他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、保険金額の10%（注）の額のいずれか低い額を限度とします。 ③ 1回の事故につき他の保険契約等で支払われる保険金の額と合算して、保険金額の5%（注）の額のいずれか低い額を限度とします。 （注）他の保険契約等において、支払割合がこれを超えるものがあるときは、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

別表2 他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払額
他の保険契約等がある場合の費用保険金の支払限度額

保険金の種類	他の保険契約等がある場合の支払限度額
第11条（臨時費用保険金）	1回の事故につき他の保険契約等で支払われる当該費用保険金の額と合算して、100万円（注）を限度とします。
第12条（残存物取片づけ費用保険金）	1回の事故につき他の保険契約等で支払われる当該費用保険金の額と合算して、損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用の額を限度とします。
第13条（失火見舞費用保険金）	1回の事故につき他の保険契約等で支払われる当該費用保険金の額と合算して、1回の事故につき、10万円（注）に第13条に定める被災世帯の数を乗じた額を限度とします。
第14条（損害防止費用）	1回の事故につき他の保険契約等で支払われる当該費用の額と合算して、損害の発生の防止または拡大の防止に要した費用の額を限度とします。

（注）他の保険契約等において、支払限度額がこれを超えるものがあるときは、これらの限度額のうち最も高い額とします。

<修理費用保険特約>

第1条（修理費用保険金を支払う場合）

当社は、次のいずれかに該当する事故により、賃貸住宅に損害（注1）が生じた場合において、記名被保険者がその貸主（注2）との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その修理費用（注3）に対して、この保険特約および普通約款に従い、修理費用保険金を支払います。ただし、火災、破裂または爆発の事故による損害に対し、被保険者が賃貸住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 賃貸住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災、土砂崩れもしくは⑦の事故による損害を除きます。
- ⑤ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する賃貸住宅で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注4）による水濡れ。ただし、水災または⑦の事故による損害を除きます。
- ⑥ 騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦ 風災、雹災または豪雪、雪崩等の雪災。ただし、賃貸住宅の内部に

ついては、賃貸住宅またはその一部（注5）が風災、雹災または雪災によって直接破損したために生じた損害（注6）に限りです。

- ⑧ 盗難（強盗または窃盗ならびにこれらの未遂をいいます。）
（注1）消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
（注2）転貸人を含みます。
（注3）賃貸住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。
（注4）水が溢れることをいいます。
（注5）窓、扉、その他の開口部を含みます。
（注6）雨、雪、雹 または砂塵の吹き込みによる損害を含みます。

第2条（修理費用保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、賃貸住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が修理費用保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者（注2）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限りです。

- ③ 保険契約者、被保険者または賃貸住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- (2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注3)に対しては、修理費用保険金を支払いません。
- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ③ 核燃料物質(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故
- (注1) 保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (注2) その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を遂行するその他の機関を含みます。
- (注3) (2) ①から③までの事由によって発生した第2条(修理費用保険金を支払う場合)の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも前条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- (注4) 使用済燃料を含みます。
- (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第3条(修理費用保険金の支払額)

- (1) 当社が第1条(修理費用保険金を支払う場合)の修理費用保険金として支払うべき修理費用保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の保険金額を限度として、修理に要した額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、同一の事故について家財保険特約で保険金が支払われる場合は、家財保険特約で支払われる保険金の額と、この保険特約で支払われる保険金の額をあわせて1,000万円を支払限度とします。

第4条(修理費用保険金支払の対象となる修理費用の範囲)

借住宅を実際に修理した費用のうち、次に掲げるもの以外の修理費用と

<借家人賠償責任保険特約>

第1条(保険金を支払う場合)

当社は、賃貸住宅が、被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次のいずれかに該当する事故(以下「事故」といいます。)により、損壊した場合において、記名被保険者が賃貸住宅についてその貸主(注1)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この保険特約および普通約款に従い、保険金を支払います。

- ① 火災
 - ② 破裂または爆発
 - ③ 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水(注2)による水濡れ
- (注1) 転貸人を含みます。
- (注2) 水が溢れることをいいます。

第2条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当社は、賃貸住宅が次のいずれかに該当する事由によって損壊した場合において、被保険者が被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人(注1)の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ④ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
 - ⑤ 賃貸住宅の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の努力により行った仕事による場合を除きます。
- (注1) 保険契約者または記名被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
- (注2) 使用済燃料を含みます。
- (注3) 原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 記名被保険者と賃貸住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
 - ② 被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任
 - ③ 記名被保険者が賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損壊に起因する損害賠償責任

第3条(支払保険金の範囲)

当社が支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 記名被保険者が賃貸住宅の貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって記名被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用(費用の額が確定した日までの遅延損害金および弁護士報酬を含みます。)
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 第7条(損害賠償責任解決の特則)の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑤ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第

します。

- ① 壁、柱、床、梁、屋根、階段等の賃貸住宅の主要構造部
- ② 玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、壁、垣、給水塔等の賃貸住宅居住者の共同の利用に供せられるもの

第5条(他の保険契約等がある場合の修理費用保険金の支払額)

- (1) 他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超える場合は、当社は、次に定める額を修理費用保険金として支払います。
- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) それぞれの保険契約に免責金額(注)の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額を損害の額とします。
- (注) 修理費用保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

第6条(この保険特約が付帯された保険契約との関係)

- (1) この保険特約が付帯された保険契約が無効のときは、この保険特約もまた無効とします。
- (2) この保険特約が付帯された保険契約が保険期間の途中で終了したときは、この保険特約も同時に終了するものとします。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、この特約を付帯した普通保険約款の規定を準用します。

- 6条(事故の発生) (1) ②または第13条(代位) (3)の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

第4条(損害防止費用)

保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の損害の発生防止のために必要な手段または損害の拡大の防止のために有益な手段として費用を支出した場合において、第2条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときは、当社は、次に掲げる費用について、損害防止費用を支払います。

- ① 記名被保険者が第6条(事故の発生) (1) ③の措置を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用。ただし、家財保険特約の損害防止費用と重複しては支払いません。
- ② 損害の発生防止のために必要な手段または損害の拡大の防止のために有益な手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用。ただし、家財保険特約の損害防止費用と重複しては支払いません。

第5条(保険金の支払額)

- (1) 当社が、1回の事故につき支払うべき保険金の額は、第3条(支払保険金の範囲) ①から⑤までに規定する額の合計額とします。ただし、保険金額を限度とします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、同一の事故について個人賠償責任保険特約で保険金が支払われる場合は、個人賠償責任保険特約で支払われる保険金の額と、この保険特約で支払われる保険金の額をあわせて1,000万円を支払限度とします。
- (3) 前条の費用は、(1)または(2)により算出される保険金とは別に支払います。

第6条(事故の発生)

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を行わなければなりません。
- ① 事故発生の日時、場所、賃貸住宅の貸主の住所および氏名、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、書面をもって当会社に通知すること。
 - ② 損壊につき、被保険者が他人に損害賠償の請求(注1)をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
 - ③ 損害の発生または拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
 - ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当社の承認を得ること。
 - ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること。
 - ⑥ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当会社に通知すること。
 - ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
- (注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに(1)①から⑦までの義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条 (損害賠償責任解決の特則)

当会社は、必要と認められた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第8条 (保険金の請求)

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が賃貸住宅の貸主に対して負担すべき損害賠償金の額について、被保険者と賃貸住宅の貸主との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
 - ② 被保険者が賃貸住宅の貸主に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または賃貸住宅の貸主の承諾があったことを示す書類
 - ③ 被害が生じた賃貸住宅の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書(注1)および被害が生じた物の写真(注2)
 - ④ その他当会社が普通約款第26条(保険金の支払時期)(1)の規定に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠としての保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (注1) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。
(注2) 画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族
- (注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(5) 当会社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第9条 (先取特権)

(1) 事故にかかわる賃貸住宅の貸主は、被保険者の当会社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が賃貸住宅の貸主に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合(注1)
- ② 被保険者が賃貸住宅の貸主に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、賃貸住宅の貸主に支払う場合
- ③ 被保険者が賃貸住宅の貸主に対してその損害の賠償をする前に、借戸室の貸主が(1)の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、賃貸住宅の貸主に支払う場合
- ④ 被保険者が賃貸住宅の貸主に対してその損害の賠償をする前に、当

社が被保険者に保険金を支払うことを賃貸住宅の貸主が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合(注2)

(注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。

(注2) 賃貸住宅の貸主が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、賃貸住宅の貸主以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第3条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金に対する保険金請求権を除きます。

附則

(1) 第9条(先取特権)(1)および(2)の規定の規定は、保険法(平成20年法律第56号)の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

(2) 第9条(先取特権)(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(注)の譲渡または保険金請求権(注)を目的とする質権の設定もしくは差し押えがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

第10条 (賃貸住宅の貸主の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により賃貸住宅の貸主に対して支払われる保険金と被保険者が第3条(支払保険金の範囲)②から⑤までの規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って賃貸住宅の貸主に対する保険金の支払を行うものとします。

第11条 (時効)

保険金請求権は、第8条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第12条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超える場合は、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第13条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当会社はその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(2) (1)②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第14条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この特約もまた無効とします。

(2) この特約が付帯された保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この特約も同時に終了するものとします。

第15条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

<個人賠償責任保険特約>

第1条 (保険金を支払う場合)

当会社は、第2条(被保険者およびその範囲)に定める被保険者が日本国内において発生した次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人(注1)の身体の障害(注2)または財物の損壊に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、この保険特約および普通約款に従い、保険金を支払います。

- ① 被保険者の居住の用に供される賃貸住宅(注3)の使用または管理に起因する偶然な事故
- ② 第2条(被保険者およびその範囲)に定める被保険者の日常生活(注4)に起因する偶然な事故

(注1) この保険特約においては、第2条(被保険者およびその範囲)に定める被保険者以外の者から別居の配偶者および別居の未婚の子を除いた者をいいます。

(注2) この保険特約においては、傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。

(注3) 敷地内の動産および不動産を含みます。

(注4) 賃貸住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。

第2条 (被保険者およびその範囲)

(1) この保険特約における被保険者は、記名被保険者のほか記名被保険者と生計を共にする同居の親族をいいます。ただし、責任無能力者は含まず、また記名被保険者と生計を共にする同居の親族が他の保険契約の記名被保険者となった場合にはこの保険契約の被保険者から除かれます。

(2) (1)の記名被保険者と記名被保険者以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

(3) 被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款

の規定を適用します。ただし、これによって第6条（保険金の支払額）①に定める当会社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

(4) (1)の本人として指定された者について死亡その他の事由が生じた場合には、保険契約者または被保険者は(1)の被保険者のうち新たに記名被保険者となる者に変更しなければなりません。

(5) (4)の事由によって記名被保険者が死亡した場合でも、(4)の手続が行われるまでの間、(1)および(2)の規定の適用は、その記名被保険者との続柄によるものとします。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（注1）の故意
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故
（注1）保険契約者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
（注2）使用済燃料を含みます。
（注3）原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 専ら被保険者の職務の用に供される動産または不動産（注1）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任および同居、別居を問わず、記名被保険者の配偶者（注2）ならびに未婚（注3）の子に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨ 航空機、船舶・車両（注4）または銃器（注5）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
（注1）住宅の一部が専ら被保険者の職務の用に供される場合は、その部分を含みます。
（注2）法律上の配偶者に限ります。
（注3）これまでに婚姻歴がないことをいいます。
（注4）原動力が専ら人力であるものを除きます。
（注5）空気銃を除きます。

第4条（支払保険金の範囲）

当会社が支払う保険金の範囲は、次のいずれかに該当するものに限ります。

- ① 被保険者が被害者に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得する物があるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ② 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）
- ③ 損害賠償責任の解決について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ④ 被保険者が第7条（事故の発生）(1)③の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ⑤ 損害の発生または拡大を防止するために必要または有益と認められる手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用および被保険者が被保険者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ⑥ 第8条（損害賠償責任解決の特則）の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために直接要した費用
- ⑦ 被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合において、第7条（事故の発生）(1)②または第15条（代位）(3)の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続をとるために要した必要または有益な費用

第5条（損害防止費用）

保険契約者または被保険者が、第1条（保険金を支払う場合）の損害の発生防止のために必要な手段または損害の拡大の防止のために有益な手段として費用を支出した場合において、第3条（保険金を支払わない場合）に掲げる事由に該当しないときは、当会社は、次の各号に掲げる費用について、損害防止費用を支払います。

- ① 被保険者が第7条（事故の発生）(1)③の措置を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ② 損害の発生防止のために必要な手段または損害の拡大の防止のため

めに有益な手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合における次に掲げる費用

ア、支出につきあらかじめ当会社の書面による同意を得た費用

イ、被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用

第6条（保険金の支払額）

(1) 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、第4条（支払保険金の範囲）①から⑤までに規定する額の合計額とします。ただし、保険金額を限度とします。

(2) (1)の規定にかかわらず、同一の事故について借家人賠償責任保険特約で保険金が支払われる場合は、借家人賠償責任保険特約で支払われる保険金の額と、この保険特約で支払われる保険金の額をあわせて1,000万円を支払限度とします。

(3) 前条の費用は、(1)または(2)により算出される保険金とは別に支払います。

第7条（事故の発生）

(1) 保険契約者または被保険者は、第1条（保険金を支払う場合）の事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生したことを知った場合は、次に掲げる事項を行わなければなりません。

- ① 事故発生の日時、場所、被害者の住所、氏名、年齢、職業、事故の状況およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その住所、氏名を、また損害賠償の請求を受けた場合はその内容を、遅滞なく、書面をもって当会社に通知すること。
- ② 他人に損害賠償の請求（注1）をすることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続をとること。
- ③ 損害の発生または拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- ④ 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとする場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、応急手当、護送、その他の緊急措置については、事前の承認は必要ありません。
- ⑤ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合、または提起された場合は、遅滞なく書面をもって当会社に通知すること。
- ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注2）について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当会社が行う損害または傷害の調査に協力すること。

（注1）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注2）既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がないのに(1)①から⑦までの義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第8条（損害賠償責任解決の特則）

当会社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。

第9条（保険金の請求）

(1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担すべき損害賠償金の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ③ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ④ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑤ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償金の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ⑥ 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2）
- ⑦ その他当会社が普通約款第26条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠としての保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
（注1）既に支払がなされた場合はその領収書とします。
（注2）画像データを含みます。

(3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注）

または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条 (保険金の支払時期)

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生状況、損害または傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 保険価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

(4) 当社は、(1)または(2)に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

第11条 (先取特権)

(1) 事故にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取特権を有します。

(注) 第4条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金に対する保険金請求権を除きます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合(注1)
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合(注2)
- (注1) 被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (注2) 損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 第4条(支払保険金の範囲)①の損害賠償金に対する保険金請求権を除きます。

附則

(1) 第11条(先取特権)(1)および(2)の規定の規定は、保険法(平成20年法律第56号)の施行日以後に事故が発生した場合に適用します。

(2) 第11条(先取特権)(3)の規定は、保険法の施行日以後に保険金請求権(注)の譲渡または保険金請求権(注)を目的とする質権の設定もしくは差し押さえがされた場合に適用します。

(注) 保険法の施行日前に発生した事故に係るものを除きます。

第12条 (損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整)

保険証券記載の保険金額が、前条(2)②または③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第4条(支払保険金の範囲)②から⑦までの規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

第13条 (時効)

保険金請求権は、第9条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第14条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超える場合は、当社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合支払限度額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第15条 (代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みません。

(2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第16条 (この特約が付帯された保険契約との関係)

(1) この特約が付帯された保険契約が無効の場合は、この保険特約もまた無効とします。

(2) この保険特約が付帯された保険契約が保険期間の途中で終了した場合は、この保険特約も同時に終了するものとします。

第17条 (準用規定)

この保険特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

弊社へのお問い合わせ・苦情・ご相談

0120-576-225 (お客様相談室)

受付時間：平日 午前9:30~午後5:30

(土日・祝日および年末年始は休みとさせていただきます。)

事故に関するお問い合わせ

万が一、事故にあわれた場合は、事故受付センターまでご連絡ください。

0120-323-671 (24時間365日対応)

近畿財務局長(少額短期保険)第6号
セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
〒550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1
<http://www.sjrm-ssi.co.jp>

(S10-007改1406)